

研究支援員制度 FAQ（よくある質問）

申請について

	質問	回答
1	申請者がパートタイムの場合は、対象外でしょうか	申請者がパートタイムの場合は対象外となります。
2	前回の募集で制度を利用しましたが、今回も申請できますか？	申請することができます。
3	日本学術振興会の特別研究員ですが、申請対象者となりますか？	本学に雇用されている方を対象としているため、申請対象者となりません。
4	男性研究者が申請する場合、必ず『配偶者が、大学、大学共同利用機関又は独立行政法人で雇用されている研究者』でなければならないのですか？	はい。本事業においては、男性研究者の場合は「配偶者が、大学、大学共同利用機関又は独立行政法人で雇用されている研究者」に限ってのみ、研究支援員制度を利用することができます。

研究支援員について

	質問	回答
5	複数人を雇用する場合、同じ指導教員なら指導教員承諾書は1枚にまとめてよいですか？	同じ指導教員であっても、指導教員承諾書は研究支援員の人数分を提出してください。
6	4名の学生を研究支援員として雇用する場合、申請書の研究支援員候補者の欄を増やしても良いでしょうか。	4名以上の研究支援員の雇用を希望される場合は、学術・社会連携部企画グループ(ダイバーシティ事業事務局)までご相談ください。
7	指導教員がいない学部生が研究支援員候補者の場合、指導教員承諾書は不要ですか？	指導教員がいない場合は、チューターの承諾書の提出をお願いします。もしチューターもいない場合には、学術・社会連携部企画グループ(ダイバーシティ事業事務局)までお問い合わせください。
8	広島大学で1日3時間雇用されている研究員を研究支援員として雇えますか？	本事業においては、研究員等の研究者を支援員として雇うことは出来ません。 *研究者とは、研究を行うことが主たる業務として雇用されている者です。
9	日本学術振興会の特別研究員を研究支援員として雇用することはできますか？	上記8の回答と同様の理由で、日本学術振興会の特別研究員を雇用することはできません。

配偶者の就労証明書について

	質問	回答
10	配偶者の就労証明書は写しでもよいですか？	本紙の提出をお願いします。
11	配偶者の就労証明書は、就労場所・就労形態等に変更が発生していない場合も、新しくもう一度発行を依頼しなければなりませんか？	申請毎に提出していただく必要があります。手続きをお願いします。
12	以前、別件で配偶者の就労証明書を提出したことがあります。それを共有してもらえませんか。	異なる経費による業務の申請において提出された証明書は共用することができません。改めて提出をお願いします。
13	配偶者は広島大学で勤務している。就労証明書の提出は必要ですか。	配偶者が学内者の場合は、提出は不要です。その旨、ご記載ください。
14	配偶者は広島大学で勤務していますが、近々、就労形態が変わることになっています。何か届出や手続きが必要ですか？	その旨を記載してください。 様式は問いませんが、就労証明書(様式4)を活用されることを推奨します。なお、その場合、必要事項の記入のみで結構です。(公印を受ける必要はありません。)
15	配偶者は近々勤務先が変わる予定ですが、まだ就労証明書を発行してもらうことはできません。どうすればよいでしょうか。	まずは、内定証明書の写し等(勤務先が変わることが解るもの)を提出してください。転職後は、できるだけ速やかに就労証明書の本紙を提出してください。
16	配偶者の就労証明書の提出が締切りに間に合いそうにありません。	期限までに提出が困難な場合には、学術・社会連携部企画グループ(ダイバーシティ事業事務局)までご相談ください。やむを得ない理由であると判断した場合のみ、相応の対応を考えます。

その他

	質問	回答
17	利用者が出張などで研究室にいない場合は、研究支援員が働くことはできないのですか？	利用者である研究者の監督の下で業務を行うことを原則としていますが、利用者が出張等で不在時に、やむを得ず業務をさせる必要がある場合に限り、代理の監督者の下、研究支援員が業務を行うことを認めます。 ただし、利用者である研究者の長期不在期間に研究支援員に業務を行わせることは、本制度の本来の目的と合致せず、疑義が生じるため、海外滞在等で長期に渡る不在を予定している場合は、該当期間の出勤を計画しないでください。